

【研究ノート】

日本大学初代商学部長松波仁一郎と海法研究の足跡

Dr. Niichiro Matsunami, First Dean, Nihon University College of
Commerce and His Study on Maritime Law

根 田 正 樹
Masaki Konda

目次

- 1 はじめに
- 2 民法改正と『帝國民法正解』
- 3 海法研究と「海法」講座
- 4 日本海法会と海法会誌
- 5 教壇での松波—おわりに代えて

1 はじめに

1893年（明治26年）に東京帝国大学法科大学を卒業した松波仁一郎¹⁾は、日本法律学校の第2代校長松岡康毅²⁾（日本大学初代総長 1846-1923）に請われてその年から日本法律学校で教鞭をとることになった。爾来講師として商法を講じてきたが、1928年（昭和3年）に東京帝国大学を退官した松波は日本大学の専任教授となり、初代の商学部長、初代の法文学部長に任じられるなど1945年（昭和20年）に死去するまで日本大学と深い関わりを持った。明治のなかばから昭和のはじめまで長きにわたって商法・海法研究者として活躍し、また日本大学と深い関わりを有する割には、学内では意外と知られていないし、研究もほとんどなされてこなかった³⁾。筆者は、平成16年に発行された『日本大学商学部百年史』の編集に携わったことから、松波に関心を持ち、日本大学商学部図書館の広報誌である「砧通信」に自校史研究⁴⁾の一環として、「松波仁一郎と草創期の日本大学商学部」と題する小論考を寄稿した⁵⁾。そこでは、主として同志社英学校に入学した松波と新島襄との出会い、松岡康毅の要請からはじまった日本法律学校や日本大学商学部との関わりについて述べた。しかし、紙数の制約から、松波の研究やその特徴、あるいは社会的な活動などについては触れることはできなかった。そこで、本稿では、既述の小論考の、いわば続編として松波のライフワークともいべき海法研究に光をあてることとした⁶⁾。

2 民法改正と『帝國民法正解』

法典の整備は、明治政府にとって不平等条約改正のための先決事項であった。しかし、いわゆる法典論争によって旧民法（明治23年法第28号、第98号）および旧商法（明治23年法第32号）の施行が延期され、これら旧法典

は1896年（明治29年）12月末までに内容を修正すべきものとされた⁷⁾。

1894年（明治27年）7月16日に日英通商航海条約が改正されたが、しかし、外交文書では、民法・商法等が完全に施行されなければ改正された条約の効力は生じないとされていた⁸⁾。加えて日英通商航海条約の改正の後にはロシア、ドイツ、フランスなどとの交渉が控えており、このため民法典などの施行がその後の条約改正や条約締結を決定づける喫緊の国家的急務とされ、施行が延期された民法や商法の早急な改正を余儀なくされた。

こうした中であって民法や商法などの改正のために、明治政府は1893年（明治26年）3月25日、法典調査会規則（勅令第11号）により、総裁1人、副総裁1人、主査委員（20人以内）と査定委員（30人以内）からなる法典調査会を内閣に設置した。しかし、翌年の1894年（明治27年）3月27日新たな法典調査会規則（勅令第30号）が制定され⁹⁾、これに基づき、民法起草委員には梅謙次郎（東京帝国大学法科大学教授1860-1910）・富井政章（東京帝国大学法科大学教授1858-1935）・穂積陳重（東京帝国大学法科大学教授 1855-1926）の3人が任命され、商法起草委員には梅謙次郎・岡野敬次郎（東京帝国大学法科大学教授 1865-1925）・田部芳（司法省参事 1860-1936）の3人が任命された。併せて規則10条に「法典調査會ニ起草委員補助5人以内ヲ置キ起草委員ノ職務ヲ補助セシム」とあり、これによって各起草委員に各1人の補助委員が付されることとなった。当時法科大学の3人の学生が任命され、富井政章には仁井田益太郎（東京帝国大学法科大学教授 1868-1945）、穂積陳重には仁保亀松（京都帝国大学法科大学教授 1868-1943）、そして梅謙次郎には松波仁一郎が補助委員として付されることとなった¹⁰⁾。

民法の前3編（第1編 総則、第2編 物権、第3編 債権）の修正案ができる、梅謙次郎の発案で一般から出てくる質疑に対し、補

助委員3人が梅の指導のもとに回答するという『法典質疑録』が著わされ¹¹⁾、さらに、起草委員3人の校閲のもとに、松波、仁井田、仁保の3人によるわが国初の民法解説書が著わされた。それが『帝國民法正解』全3巻(総則編、物権編、債権編)である。合著として著わされ、執筆の分担部分が明示されていないが、仁井田の説明によると、分担は起草委員の担当した部分をその補助委員を務めた松波たちが各々担当するという形であった¹²⁾。そこで、起草委員の分担表¹³⁾から松波の執筆部分を試算すると、おおよそ1千頁を越えている。初版が発行されたのは1896年(明治29年)であるから、他の補助委員と同様に松波が28才のときのものである。後日、この本について仁井田は「民法に就て最初に出た本は『帝國民法正解』で、あれは松波、仁保、私の三人で作ったのですが、決して良い物ではないけれども、兎に角最初の試みとしてあれを出したので、民法がどんなものだ云う事を分からせるには相当貢献したと思ふ。而も年少気鋭で、斯うだと思った事を思い切って書いた」としている¹⁴⁾。

『帝國民法正解』の発行者は日本法律学校となっている。これは執筆者である補助委員の3人が、いずれも日本法律学校で講師として教鞭をとっていたことに由来すると思われる。ちなみに日本法律学校において松波は商法、仁保は法学通論、仁井田は民法を担当し、『帝國民法正解』は教科書として使用されていた¹⁵⁾。

3 海法研究と「海法」講座

(1) 明治初期の海運等と海法

明治維新までのわが国の海運は、それまでの鎖国政策のために僅かに貢米運送などが主であったが、明治政府は、帆船によっていた貢米運送の迅速化と既に東洋各地に航路網を設けていた英国などの外国汽船会社と対抗す

るために、西洋型船舶の購入や払下など海運振興策を強力に推し進めた¹⁶⁾。やがて1874年(明治7年)の台湾出兵、1877年(明治10年)の西南の役、1894年(明治27年)の日清戦争、1904年(明治37年)の日露戦争を経ながら発展、日本郵船、大阪商船を中心とした商船団が形成されるとともに、アジアとの航路も開設されていく。海運が盛んになると、海難事故も増加してくる。日本近海でも、千島艦沈没事件¹⁷⁾など海難事故が頻発している¹⁸⁾。

この当時のわが国の海事法制をみると、海上衝突予防規則(明治13年7月16日布告35号)や内国船難破及漂流物取扱規則(明治8年4月29日太政官布告66号)などが定められており、私法的なものを除くと相当に整備されていたと評価される¹⁹⁾。しかし、国際的には、1910年に船舶衝突についての若干の規定の統一に関する条約や、海難における救援救助についての若干の規定の統一に関する条約が成立するなど海法の世界法化が進んでいたといえる²⁰⁾。こうした時期に東京帝国大学法科大学の学生のまま海軍大学の教官や起草委員補助に任じられていた松波は、明治30年7月26日付の「海法研究ノ為メ満三年間英國佛國及ヒ獨國留學ヲ命ス」という辞令によりヨーロッパに留学し、海法の研究に進むことになる²¹⁾。

海法研究を志した動機として松波は「日本帝國ノ世界ニ於ケル位地上特に海商法ヲ研究スル學者ノ必要ヲ感シタルニ由ル所大ナリ我帝國ハ海國ニシテ将来益其特色ヲ發輝スヘキ運命ヲ有スルヲ以テ法學ノ方面ニ於テモ……海事ニ関スル法モ亦特別ニ研究スルヲ要スルコトニ想到シタリ尚歐米ノ諸大學ニハ……海法ナル科目ヲ有スルモノアルニ我國ニ之ヲ見ス又專攻者スラナキヲ遺憾トシテ自ラ之ヲ研究セントシタリ」という²²⁾。

松波の研究は徹底している。1893年(明治26年)秋に海員法の起草編纂を依頼された際

には、海員の実際を知る必要があるとして、通信省内の官吏、海員審判所の所員、日本海員披済會の役員等にヒアリングするとともに、多くの商船に乗込んで海員の勤労ぶりを実地に調査し、更に海員のホームに宿泊して海員の休養ぶりを調査したという²³⁾。加えて船舶の事を知らなければならないとして造船所を見学したり、工科大学において造船学の講義を聴き試験を受け、また造船学生と共に度々造船の実地見学している。さらに海運営業の実際を知るために、船会社などを調査し、また船に乗せてもらって荷物の積込、陸揚、船荷証券を作成してこれを引渡す実地等を見学したとある²⁴⁾。さらに梅謙次郎の補助委員として商法・海商法の編纂に従事していたころには、小樽から長崎までの各地の商事慣習の現地調査にあたっている²⁵⁾。

(2) 「海法」講座新設とその経緯

東京帝国大学では、商法の一つの科目として「海上法」という講座が設けられていたが、1893年（明治26年）に「海法」という名称の講座が設けられている。その経緯について、松波は「海法なる學名の日本に創生したるは明治二十六年なり。……海商法の名実ともに狭きを知り、廣く海法を研究せんとして新たに此學名を作りたり。次で海法なる名稱の初めて學校の科目と為りしは明治三十四年著者が帝大政授の傍ら東京高等商業學校專攻部に於て海法の講義を擔任したりし時なり。次で明治三十五年海軍大學校に於て海法を講ず。又東京帝國大學に於ては明治三十三年以來其實海法を講ぜしも海法の獨立講座為りて科目に現はれたるは明治四十年なり後此新學名弘く世に行はる」としている²⁶⁾。

海法講座の内容は、学生として松波の講義を受講した田中耕太郎（東京帝国大学教授、最高裁判所長官 1890-1974）によると、松波が後に著わした『現代法学全集16巻 海法』（昭和4年7月）の内容とほぼ同じであった

という²⁷⁾。松波の『現代法学全集16巻 海法』は、総論、第1章 海洋、第2章 艦船、第3章 艦船乗組員、第4章 航海、第5章 衝突、第6章 海難救助、第7章 海事行政、第8章 海事裁判所から構成されており、私法だけではなく、行政法や裁判所法も入っている。海法の意義についても、海商法だけでは狭すぎ、「海法は海事に特殊なる法規の総稱なり」、「海事とは海に固有なる事項に即ち直接に海あるが為に生ずるもの及び直接に海の環境に存するものなり。」「海あるが為に生ずるとは海と因果関係を有することを意味す……直接に海あるが為に生ずるを要す。」とし、このため海法の意義は広く、「海運法は勿論其外に海軍、海漁、海事工事、海事學術等に関する法令を悉く網羅す」と定義づける（10頁）。つまり松波は、従来より使用されていた海上を前提とした概念は、海事に関する法規、また、海上のみならず、海中・海底の事項をも規定し考究するものであるから、「海上法」というのは不適當であり、海法とすべきであるとしたようである²⁸⁾。海中の利用や海底の開発が珍しくなくなった今日を考えると、その先見性に感嘆する。

松波は、『現代法学全集 海法』の前言において、本書は昭和3年末期に執筆にとりかかり、昭和4年5月に完成したとある。半年に満たない期間で書き上げている。本文174頁の本であるから、大きいものとはいえないが、内容が多岐にわたり、深い研究の裏付けと洞察を感じさせるものである。

松波は1894年（明治27年）に海軍大學校嘱託教授、海軍省及び陸軍省法律顧問となり、1897年（明治30年）に海法研究のためにヨーロッパに留学し、その際、海軍省及び通信省より海法取調嘱託を委託されている。本格的な研究活動に入ったといえるが、『海法』の執筆にとりかかるといえる昭和3年までの間に発表された海法関係の論文数は、『現代法学全集 海法』の編別に合わせると、筆者が確認して

いるだけでも海法史に関するもの5編、海の法理に関するもの4編、船舶に関するもの6編、国旗に関するもの2編、航海に関するもの10編、船舶衝突に関するもの5編、海難救助に関するもの4編、海事裁判に関するもの6編、捕獲を含めた戦時に関するもの12編、海上保険に関するもの5編となっている。

なお、松波の先見性を表すものとして、航空法制定の必要性を指摘した一連の研究も注目される。わが国では、1919年のパリ条約に依拠した航空法（大正10年法律54号）が1921年に制定された。これが旧航空法であるが²⁹⁾、松波はそれより遡る8年前に起きた1913年の航空機事故を契機に航空法の制定を論じており³⁰⁾、こうした主張がやがて航空法の制定につながっていく。

4 日本海法会と海法會誌

(1) 海法会の創設

財団法人日本海法会（理事長 鴻常夫東京大学名誉教授）の前身が1901年（明治34年3月1日）に設立された日本海法会である。成立の経緯は、松波自身が海法會誌第1号3頁以下で「日本海法會小史」として述べている。それによると、日本海法會は、1901年（明治34年）3月1日に成立したとされる。

日本海法會の目的は、その規則第1条に端的に示されている。すなわち「海法ヲ調査シ且萬國海法ノ統一ヲ期スル目的トス」とし、そのために「本會ハ必要ニ應ジ總會ヲ開キ海法ニ關スル本會ノ意見ヲ議定ス 本會ノ意見ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ萬國海法會義ニ提出ス」とする（規則第5条）。こうした会の目的の背景には、当時の世界情勢に対する松波の危機感があったものといえる。松波は、この点について次のようにいう。第1に、1897年にヨーロッパにおいて成立した万国海法會議³¹⁾が世界の海法の統一化に向けて成果をあげているにもかかわらず、「第一回ハブラッ

セルニ、第二回ハアントウェルプニ之ヲ開ケリ・・・日本ニハ及ハサリキ後二第三回ノ會議ヲ英京倫敦ニ開クコトトシ其際ニハ・・・我日本ニハ何等ノ通知ヲモ為ササリキ時恰モ文部省留學生ニシテ非職海軍教授タル松波仁一郎倫敦ニ滞在シテ此會議ノコトヲ知り我日本モ海國タル位置ヨリ又文化ノ進歩セル點ヨリシテ優ニ本會ニ加入シ得ルモノタリ又加入スヘキモノタルヲ信ジ且日本ニアリテハ恰モ改正條約ヲ實施シテ欧米諸國ト対等ノ位地ニ立タントスル際ナリシヲ以テ此ノ如キ會議ニハ成ヘク加入シテ」という。第2に、ヨーロッパ留学中の松波が偶然に同會議に出席したことを契機に、日本からも後日の會議に出席することになったが、その際の日本からの出席者の意見が食い違い、日本としての考えの統一化を図る必要性を感じたことをあげている。第3に、海運界の飛躍的發展の陰に隠れて海事に関する法整備およびその前提としての調査研究が遅れており、早急にその遅れを取り戻す必要性があったことをあげる³²⁾。このように、松波は極めて実際の理由からも危機感を持っていたものといえよう。

こうした危機感と使命感は1901年（明治34年）3月1日成立の日本海法會の発起人の人選にも表れている。当初の会員数は34名で、閉鎖的な組織での発足であったが、会員は海運界を中心とした財界、学会、官界など当時のわが国の指導的立場にある人を網羅していたといつてよい³³⁾。会の組織を閉鎖的にしたことについて、松波は、海法會の意見を定め、万国海法會に会の意見を提出するために、海法研究や海運事業者など各界の代表的な人をもって組織した方が適當である旨をあげる³⁴⁾。

また会の財政的基盤確立のため、1908年（明治41年）の總會において募金する基本金額を一万円としていたが、4年後の1912年（大正元年）には目標額を達成している。この点からも、松波の力の入れようは並大抵のものではなかったことが窺われる。こうし

て松波の献身的な尽力によって設立された日本海法会は万国海法会（Comité Maritime International: CMI）の会員である国内海法会として活動を始めることとなる。また基金の果実によって、例年万国海法会総会に代表を派遣しており、その成果は、1910年（明治43年）の「船舶衝突ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約」（大正4年条約1号）および「海難ニ於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約」（大正4年条約2号）などに結実する。万国海法会は国際的な非政府組織であるが、その会員である各国内海法会からの意見や要望を収斂させて条約案を起草し、その批准や国内法整備を国内海法会が政府に働きかけ、もって海法の国際的統一を図るというモデルである³⁵⁾。留学生としての渡航先で万国海法会の存在を知り、一度は断られながらもロンドンでの総会に参加し、おそらく帰国後の構想を描いていた松波の卓見と行動力には驚嘆するばかりといわざるをえない。

(2) 海法会誌の創刊

日本海法会が設立されてから15年経過した1916年（大正5年）9月、機関誌「海法会誌」が発行された。その発刊の趣旨について同誌第1号は次のようにいう。「日本海法会……ノ目的トスル所ハ海法ヲ調査シ且萬国海法ノ統一ヲ期スルニ在リ創立以來此目的ヲ遂行スルニ……殊に萬國海法會議ニハ毎回必ス代表者ヲ出席セシメテ參議セシム海法ノ調査ハ内國ニ関シテ為スアリ外國ニ関ジテ為スアリ……今ヤ其研究ノ結果ヲ公ケニシ以テ廣ク有志者ノ参考ニ供シ又會員外ノ識者ノ意見及ヒ其調査ヲ社會ニ紹介スルノ適當ナルヲ認メ本會ノ基礎ノ大略確定セル本年ヲ以テ海法會誌ヲ発行スルコトトシタリ」。この発刊の趣旨は、毎号巻頭に掲げられている。

海法会誌は海法研究の専門誌としてはわが国最初のものであり、その編集も、論説のほか、資料として条約や内外の立法、その草

案、さらには判例や文献の紹介もあり、今日の法律雑誌の原型と評しうるものといえよう。日本海法会と海法会誌の性格については田中耕太郎の次の記述が語り尽くしている。「日本海法会が明治三十四年に創立せられ、又その機関雑誌である年刊の海法会誌が大正五年以来刊行せられ、先生の御逝去（昭和二十年）の前年まで継続し、全部で二十九号に及んでいるのは、一つに先生の熱意の賜物である。……海法会誌は専ら松波先生一個人の努力によって継続してきたというも過言でない。……海法会誌を一覧すると、松波先生の個人的色彩が甚だ強烈にあらわれている。そこには先生の性格が躍如として見受けられる。或はこの点を批評する者がなしとしなかつた。しかしながら我々はそれでいて海法会誌の創刊継続という誠に困難な事業が成就されたことを銘記しなければならない。」³⁶⁾

日本海法会は、松波の没後もその活動は継続され、大きな役割を果たしてきた。1924年の船荷証券条約及びその1968年の改正議定書、国内法として国際海上物品運送法の制定（昭和32年6月13日法律第172号）、1890年の共同海損に関するヨーク・アントワープ規則の制定、2009年の国連国際海上物品運送条約（ロッテルダム・ルールズ）についても、万国海法会において草案が作成され、その後の作業の基礎とされた。海法会誌も第29号（昭和19年）を最後に中断したが、1953年（昭和28年）に復刊第1号（創刊30号）として復刊し現在（復刊54号）に至っている。

5 教壇での松波一おわりに代えて

田中耕太郎は、海法会誌復刊第1号に寄せた「松波加藤両先生の追憶」の中で、松波個人の熱意と努力によって継続してきた日本海法会および海法会誌が、同時に多くの門弟諸君の協力があったことを度外視し得ないとしている³⁷⁾。田中が「門弟諸君」として名前を

あげているのは、片山義彦、寺田四郎（上智大学教授、1886-1977）、津島憲一、武田蔵之助（弁護士・関西大学顧問、1882-1968）、東季彦（日本大学教授、1880-1979）、小町谷操三（東北大学教授、1893-1979）、住田正一（呉造船社長、日本海事史学会会長、1893-1968）、田中誠二（一橋大学教授、1898-1994）、石井照久（東京大学教授、1906-1973）である。このうち、東季彦は九州大学教授を経て、1929年に日本大学法文学部教授に就任し、その後、日本大学法文学部長（1951）、日本大学学長（1962）に就任する。住田正一は呉造船社長・会長であったが、日本大学より『廻船式目の研究』（1942）で学位をとり、後に日本海事史学会会長に就くとともに、東京都副知事にも就任する。一橋大学教授であった田中誠二は日本大学法学部において長きにわたって講師として商法を講じた。このほかにも、海法会誌には多数の若い研究者が海法や海商法に関する論文などを掲載している。日本海法会および海法会誌は日本の海法研究と世界の海法研究を結ぶ「場」であったが、同時に研究者育成の「場」でもあり、いずれの機能も十分に発揮してきたものといえよう。なお、門弟ではないが、松波の3男港三郎（電通大教授1908-1989）も日本大学で海商法を講じている。

一般に大学教授の役割として研究、教育、大学運営、そして社会的活動があるといわれているが、そのいずれの面においても、松波

は巨人としての足跡を残したものといえよう。現在残っている口ひげのある写真と、日本大学商学部長時代の他の教授たちが持った松波の印象を重ねると、実に峻厳な、巨人としての松波像が浮かび上がってくる³⁸⁾。教室での松波の様子を残す記録はなかなか見られないが、学生時代に受講していた田中耕太郎は、松波の講義風景を次のように紹介する。「松波先生は所謂雄弁家というタイプに属する。真の雄弁家は内容的にさほど興味のないことを興味津津たるものとして聴かせることを特色としている。先生の講義の間は学生の爆笑の連続である。ナポレオン三世時代の流行を想い出させるような口髭と、丸力と肥られた、かくしやくたる風貌が与える古典的な感じと、他の諸教授において聞かれなかった上方弁とは、先生一流のジェスチャーと相俟って、無味乾燥になりやすい商法の講義を面白く聴かせる。・・・偶々窓の下を通りすぎて来た上杉慎吉教授が我々に『君商法にはあんなに手をふったり卓をたたいたりする場面があるのかねえ』と微笑されたことを今でも思い出すのである」³⁹⁾。

松波は府中の多磨霊園に眠る。その傍らに日本大学有志による報恩碑がある。松波は、松岡の熱心な説得を受けた1893年（明治26年）から生涯を閉じる1945年（昭和20年）までの53年間という長きにわたって日本大学と縁をもち続けたのである。

〔注〕

1) 松波は、1868年（明治元年）正月元旦大阪府下岸和田に生まれる。1886年（明治19年）に新島穰設立の京都同志社英学校を卒業した後、第一高等中学校を経て東京帝国大学法科大学（英法科）に入学し、明治26年に同大学を卒業する。この年に日本法律学校講師、翌明治27年に海軍大学校嘱託教授、そして明治33年には東京帝国大学教授に就

任する（日本大学商経研究会編『松波博士古希祝賀記念論文集』（1937）681頁掲載の「松波仁一郎博士略歴」より）。

2) 松岡は初代校長の金子堅太郎の後を受けて、1893年（明治26年）から1923年（大正12年）まで日本法律学校の第2代校長、日本大学の初代総長を務めた。松岡については多くの研究がなされている。たとえば山主政幸「松岡康毅と日本大学」日本法学26巻2号

244頁(1960)、高瀬邦彦「松岡康毅資料(1)～(6)」日本大学精神文化研究所紀要30号～35号(1999～2004)、新井勉「児島惟謙と松岡康毅-社会史の試み」日本大学史紀要6号1頁(1999)、同「裁判所構成法の施行と司法部の人事(1)日本大学精神文化研究所編『松岡康毅日記』を使って」日本法学64巻3号1頁(1998)などがある。

- 3) 日本大学内にあって松波を紹介しているのは、筆者が知りうる範囲では、松原太郎「経済学部創設期資料について」叢誌第5号49頁(日本大学資料館設置準備室, 2009)だけである。また学外であっても、松波について述べているのは、庄司邦昭「松波仁一郎小伝」航海91号107頁(日本航海学会, 1987)だけである。海洋工学を専門とする庄司教授は、海事史という視点から海法学者としての松波の研究の軌跡を述べたものである。このなかで、例えばオレロン島など松波のヨーロッパ留学時代に訪れたところを紹介しており、興味深い。
 - 4) 日本大学では、学祖とする山田顕義から現代に至るまでの大学史研究や人物研究などの事業が大規模に行われてきた。日本大学の年史では、日本大学編『日本大学五十年史資料』(19—)、日本大学編『日本大学七十年略史』(1959)、日本大学編『日本大学九十年史』(1982)、日本大学百年史編纂委員会編『日本大学百年史第一巻』(1997)～『日本大学百年史第五巻』(2006)などが発行され、大学創立者の山田顕義については、日本大学総合科学研究所編『山田顕義: 人と思想』(1992)、日本大学資料館設置準備室『山田顕義の生涯: 学祖略伝』(2007)などが発行されている。
- 日本大学商学部においても、日本大学商学部七十年史刊行委員会編『日本大学商学部七十年史(前篇)』(1974)や同『日本大学商学部七十年史(後編)』(1978)、日本大学商学部百年史編纂委員会編『日本大学商

部百年史』(2004)が上梓された。しかし、なお研究や解明がなされていないものがないわけではない。そこで、世界的な学者であったにもかかわらず、学内では意外と知られていない初代商学部長としての松波仁一郎について、草創期の商学部との関わりを交えながら紹介したものであった。

なお、自校史教育の実施状況については、大川一毅「全国大学における自校教育の実施状況—2008年度「自校教育実施状況調査」をふまえて」大学教育学会誌31号1号172頁(2009)。同「大学における自校教育の導入実施と大学評価への活用に関する研究」(2011) <http://ir.iwate-u.ac.jp/dspace/bitstream/10140/4214/1/kaken20600002.pdf>。自校教育全般については、大学時報328号(2009)特集「広がる自校教育」所収の諸論稿を参照。

- 5) 砧通信39号24頁(日本大学商学部図書館, 2011)
- 6) 日本大学商経研究会より『松波博士古希祝賀記念論文集』(1937)が献呈され、末尾に松波の略歴は紹介されているが、今日では慣行とされている業績目録は掲載されていない。そこで、筆者は、松波の業績目録作成にとりかかり、おおよその整理はついたと思われるが、なお確認できないものもあるためその紹介は別の機会にしたい。
- 7) 穂積陳重「民法編纂」『法窓夜話』359頁(有斐閣, 1916)。
- 8) 仁井田益太郎ほか「仁井田博士に民法典編纂事情を聴く座談会—民法修正案参考資料—」法律時報10巻7号16頁〔仁井田発言〕(1938)。以下、単に「座談会」とする。この点に関し後に公開された日本外交文書26巻(自明治26年1月至明治26年12月)および27巻第1冊(自明治27年1月至明治27年12月)で、ロンドンにおいて英国政府と条約改正の交渉をしている青木周蔵と外務大臣陸奥宗光との電報のやり取りが当時の緊

迫した状況を窺い知ることができる。すなわち、法典論争によって施行が延期された民法典、商法典について、日本政府が公文書によってその施行を保証しない限り改正には応じられないとする英国政府の要求があった件につき、青木は陸奥に対して、法典実施について「覚書ノ保證ナクシテ領事裁判権ヲ廢止スルコトハ彼ヨリ承諾ヲ得ルコト能ハス……何卒右保證ノ問題ヲ御再考アランコトヲ請フ」と打電している。これに対し、陸奥は「日本政府ハ法典ノ實施ニ関シ可及丈英政府ヲ満足セシメンコトヲ熱望スト雖モ憲法政體ノ下ニ在テハ將來ノ立法事項ニ関シ保證ヲ與フルコトハ全ク為シ能ハルコトナリ……各種ノ理由ヲモ併セテ英国政府ニ提陳セラルヘシ」と返電している。しかし、青木は陸奥に対してなお「法典實施ヲ予期シテ立約スルト云フ個條ヲ機密文書ニテ取極メルコト到底貴政府ノ同意スル能ハサル所タランニハ此際我政府ハ難キヲ忍ンテ之ヲ公文書ト為ス可シ」として公文書発行を要請している。なお、明治期の条約改正については多くの研究がなされているが、日英通商航海条約の調印に至るまでの経緯については、中村菊男『近代日本の法的形成：条約改正と法典編纂』（有信堂、1963）214頁以下、鹿島守之助『日本外交史第2巻 条約改正問題』（鹿島研究所出版会、1970）が詳しい。

- 9) 明治26年の法典調査会規則が翌27年に改めて制定されたのは、法典調査会が主査委員（20人以内）と査定委員（30人以内）となっており、会議を二重に開かなければならなくなることから、両委員の区別をなくして新たに起草委員を任命したとある（仁井田「座談会」法律時報10巻7号17頁）。
- 10) 仁井田益太郎、仁保亀松、松波仁一郎が補助委員に任命された当時はともに東京帝国大学の学生であった。仁井田によると、補助委員の役割は、起草委員の指示に従って

調査をしたり、審議材料を提供したり、会議場において起草委員等の意見を聞いて理由書を作成することなどであったとしている（仁井田「座談会」法律時報10巻7号24頁）。

なお、伊藤博文をはじめとした法典調査会のすべての委員および補助委員について紹介したものとして、七戸克彦「現行民法典を創った人びと（1）～（30・完）」法学セミナー54巻5号～56巻11号があり、松波については、最終回で1頁ほど割いて紹介している。

- 11) 仁井田ほか前掲注6）「座談会」27頁〔仁井田発言〕
- 12) 仁井田ほか前掲注6）「座談会」27頁〔仁井田発言〕
- 13) 仁井田ほか前掲注6）「座談会」29頁〔平野義太郎作成による分担保〕
- 14) 仁井田ほか前掲注6）「座談会」27頁〔仁井田発言〕
- 15) 当時の各法律学校は、日本法律学校を含め総じて校外生（講義録購読者）制度の維持と「講義録」の出版に熱心であり、その理由として、脆弱な財政基盤にある各私立の法律学校にとって貴重な収入源であったようである。この点について、藤原政行「松波仁一郎・仁保亀末・仁井田益太郎 合著『帝國民法正解』第1巻〔抄出〕日本大学精神文化研究所 教育制度研究所紀要第14集290頁（1983）はこうした観点から興味深い分析をしている。
- 16) 日本郵船株式会社『郵船七十年史』3頁以下（1956）、谷川久「海事法（法体制確立期）」鶴飼信成ほか『日本近代法発達史4』146頁以下（勁草書房、1958）
- 17) 千島艦沈没事件とは、1892年に日本海軍の千島艦が、愛媛県和氣郡沖の瀬戸内海において、英国のP&O汽船のラヴェンナ号と衝突し、千島艦は沈没して乗組員74名が殉職したという海難事故である。不平等条約下にある日本には裁判権がなく、裁判は英国

- 領事裁判所で行われることとなり、最終的には和解で解決されたが、裁判をめぐる国内世論が沸騰したという事件であった。千島艦沈没事件について、松波は「千島艦対『ラヴェンナ』号」法学協会雑誌11巻12号1011頁（1893）、「再論千島艦事件」法学協会雑誌12巻1号46頁（1894）、「千島艦事件ノ上訴ニ就テ」法学協会雑誌12巻2号136頁（1894）、「千島船體ノ所有者ヲ論ス」法学協会雑誌12巻5号388頁（1894）など短期間のうちに精力的に発表する。
- 18) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会「1890 エルトゥールル号事件報告書」5頁（2005）。なお、幕末・明治期の不平等条約の制約下にあったわが国近海でおきた海難事件と対外交渉について概観したものとして村上貢「幕末・明治期の国際海難事件と対外交渉」弓削商船高等専門学校紀要10号194頁（1988）
 - 19) 谷川・前掲書150頁
 - 20) この当時の統一条約の成立経過および内容については、加藤正治「漢保万国海法会議」『海法研究』（有斐閣、1909）、小町谷操三「最近の三つの海事国際条約について」法学17巻3号58頁（1953）、鴻常夫「海法統一に関する1952年5月10日ブリュッセル3条約について」海法会誌復刊2号165頁（1954）参照
 - 21) 松波仁一郎「海法研究小史」海法会誌第3号12頁（1918）
 - 22) 松波・前掲注19）「海法研究小史」5頁
 - 23) 松波仁一郎「海商法講義50年」海法会誌第28号6頁（1943）
 - 24) 松波 前掲注21）「海商法講義50年」6頁
 - 25) 松波 前掲注21）「海商法講義50年」9頁
 - 26) 松波仁一郎『現代法学全集16巻 海法』11頁（日本評論社、1929）
 - 27) 田中耕太郎「松波 加藤両先生の追憶」海法会誌復刊第1号3頁（1953）
 - 28) 寺田四郎「松波先生を憶う」海法会誌復刊第1号17頁（1953）
 - 29) 伊沢孝平『航空法』5頁（有斐閣、1964）、藤田勝利編『新航空法講義』65頁〔関口雅夫（信山社、2007年）〕
 - 30) 「飛行機法論」『穂積先生還暦祝賀論文集』523頁（有斐閣、1915）、「飛行機墜落と賠償」東京日々新聞14160-14170号（1916）、「飛行機墜落ト損害賠償」法律新聞 1109-1112号（1916）、「飛行将校も軍艦の乗組員なり」法学協会雑誌37巻8号79頁（1919）、「商法ト空中運送」法学新報30巻2号1頁（1920）、「航空法制定論」日本法政新誌17巻1号1頁（1920）、「航空立法ノ準拠ヲ論ス（一）」法学協会雑誌38巻2号1頁（1920）、「航空立法ノ準拠ヲ論ス（二・完）」法学協会雑誌38巻3号36頁（1920）
 - 31) 万国海法会については、谷川久「万国海法会の百年（一）」海法会誌44号3頁（2000）、同「万国海法会の百年（二・完）」46号53頁（2002）参照。
 - 32) 松波「日本海法會小史」海法會誌第1号3頁（1916）
 - 33) 松波の「日本海法會小史」に記載されている主な発起人を列挙すると、海運界や経済界では、岩崎久彌（三菱合資会社社長）、益田孝（三井物産取締役）、近藤廉平（日本郵船社長）、大倉喜八郎（大倉組頭取）、渋沢栄一（東京商業会議所会頭）、前島密（日本海員救済会長）など、学界からは東京帝國大學法科大学教授の穂積陳重、梅兼次郎、松波仁一郎、岡野敬次郎、官界からは、近衛篤磨（貴族院議長）、後藤新平（通信大臣）、寺内正毅（参謀本部次長）などが入っていた。
 - 34) 松波 前掲注31）「日本海法會小史」6頁
 - 35) 藤田友敬「国際商取引における規範形成：万国海法会を例として」ソフトロー研究第12号107頁（東京大学大学院法学政治学研究科21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー・ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」事務局、2008）

日本大学初代商学部長松波仁一郎と海法研究の足跡

- 36) 田中 前掲注25)「松波 加藤両先生の追憶」
6頁
- 37) 田中 前掲注25)「松波 加藤両先生の追憶」
6頁
- 38) 拙稿 前掲注5)「松波仁一郎と草創期の日
本大学商学部」24頁
- 39) 田中 前掲注25)「松波 加藤両先生の追憶」
5頁

